

兵庫県町土地開発公社定款

昭和48年3月27日

兵庫県指令地第1365号許可

改正 昭和48年10月19日
昭和49年 4月 1日県指令地第145号の1
昭和50年 4月 8日
昭和54年 2月 1日県指令地第42号
平成 元年 2月28日
平成 3年 4月30日
平成 3年11月28日県指令地第944号
平成11年 4月 1日県指令市町第1号
平成16年 3月31日県指令市町第3070号
平成16年10月28日県指令市振第2135号
平成17年 3月31日県指令市振第2960号
平成17年 9月30日県指令市振第2053号
平成17年10月31日
平成18年 3月 7日県指令市振第2808号
平成20年 8月 5日県指令市振第1524号
平成21年 2月 5日県指令市振第2230号の8

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、兵庫県町土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、別記の設立団体欄に掲げる町とする。

(事務所の所在地)

第4条 会社の事務所は、兵庫県神戸市に置く。

(公告の方法)

第5条 会社の公告は、兵庫県公報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 会社に、次の役員を置く。

(1) 理事20名以内（うち理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常務理事1名）

(2) 監事3名以内

2 理事のうち2名以内は、常任とすることができる。

(役員職務及び権限)

第7条 理事は、規程の定めるところにより、会社の業務を掌理する。

2 理事長は、会社を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 専務理事は、日常の業務を総括する。

5 常務理事は、日常の業務を処理する。

6 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行なう。

第8条 理事及び監事は、設立団体の長が別に定めるところにより任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定又は変更

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び事業報告書

(5) 規程の制定、改正又は廃止

(6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(7) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 4 章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は1,800万円とし、地方公共団体の出資の額は別記の出資額欄に掲げる額とする。

3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第21条 公社の予算、事業計画及び資金計画は、毎事業年度開始前に理事会の議決により定め、設立団体の長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 公社の決算は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て設立団体の長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第22条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第23条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債又は地方債の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第24条 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、設立団体の長の承認を経て当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において、理事長は、次の理事会にその旨を報告しなければならない。

第 5 章 雑 則

(解散)

第25条 公社は、理事会において出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、設立団体の議決を経て兵庫県知事の許可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、設立団体にこれを配分する。

(規程への委任)

第26条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の予算等)

2 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第21条第1項の規定にかかわらず、昭和48年4月1日以後すみやかに設立団体の長の承認を受けるものとする。

附 則

この定款は、公布の日から施行し昭和48年9月1日から適用する。

附 則

この定款は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、公布の日から施行し昭和50年3月28日から適用する。

附 則

この定款は、公布の日から施行し昭和54年2月1日から適用する。

附 則

この定款は、公布の日から施行し平成元年2月28日から適用する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日から施行し、平成3年12月1日から適用する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同月24日から施行する。

附 則

1 この定款は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成17年11月1日
- (3) 第3条の規定 平成17年11月7日

2 第1条の規定による改正後の兵庫県町土地開発公社定款は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第2条の規定は同月27日から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

別 記 設立団体及び出資金

(単位：千円)

設立団体	出 資 金
猪名川町	1,500
多可町	1,500
稲美町	1,500
播磨町	1,500
神河町	1,500
市川町	1,500
福崎町	1,500
太子町	1,500
上郡町	1,500
佐用町	1,500
香美町	1,500
新温泉町	1,500